＜障害児通所支援に係る自己評価結果等公表に関する対応フローチャート＞

富山県障害福祉課

厚生労働省の作成した次のガイドラインの内容を一読し、別添の評価表を参考に「①保護者向け」及び「②事業所職員向け」の2種類のアンケートを作成する。

・児童発達支援　→　児童発達支援ガイドライン
・放課後等デイサービス　→　放課後等デイサービスガイドライン

①利用する障害児の保護者等に対して、保護者向けアンケートを配布し、評価及び意見を記載のうえ提出してもらう。

②事業所の各職員に対して、事業所職員向けアンケートを配布し、評価等を記載のうえ提出してもらう。

提出された①保護者向けアンケート及び②事業所職員向けアンケートの回答内容を集計する。
その後、それぞれの集計結果を踏まえて職員全体で討議し、事業所としての評価を行う。特に「課題や改善すべき点」については職員間で認識を共有し、改善内容・目標を立てるものとする。

①保護者からの事業所評価の集計結果及び②事業所における集計結果を、それぞれホームページ等で公表する。（サービス毎に公表してください。）

別紙「自己評価結果等公表にかかる届出書」に必要事項を記入のうえ、
令和6年3月 11 日（月）までに、
県へ E-mail（ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp）または郵送にて提出する。
※公表を掲示や配布にて行った事業所におかれましては、以下の2点を添付してください。
・公表している「自己評価結果」及び「保護者による評価結果」
・公表している状況がわかるもの（掲示箇所を撮影した写真など）
公表後は、
検討結果を踏まえて、改善内容・目標に沿って支援を行ってください。